

盛岡競馬場馬場内大型映像装置更新業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月
岩手県競馬組合

目 次

1	業務概要等	1
2	提案金額の上限額	1
3	参加資格要件	1～2
4	スケジュール	2
5	実施要領等の入手先及び参考図書の貸出	3
6	質問受付及び回答	3
7	提出書類の作成及び提出	3～5
8	提案内容及び作成方法	5
9	プレゼンテーション及びヒアリング	5
10	審査体制、審査方法等	5～6
11	契約の締結	6
12	留意事項	6～7
13	問合せ先	7
14	別表1 評価基準	8
15	別表2 採点基準	9

1 業務概要等

(1) 業務名

盛岡競馬場馬場内大型映像装置更新業務

(2) 業務の目的

盛岡競馬場（以下「本場」という。）の大型映像装置は、映像表示部が平成26年製であるが、近年、映像装置電子基盤の劣化によりドット欠け（赤い点）や表示不能となった箇所が複数生じている。

これまで、不具合が出たユニットの修理や交換を行い対応していたが、部品の製造が終了したことにより、対応が困難となっている。

以上の状況から、既存躯体を活用し、映像装置のみの更新を行い、安定的な競馬事業の運営を図るものである。

(3) 業務内容及び履行期間

別添仕様書のとおり。

(4) 委託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

(5) 選定方式の採用理由

大型映像装置更新の事業者選定に当たっては、装置の性能、観客からの見えやすさ等、価格以外の要素を総合的に判断する必要がある。

また、施工に当たっては、競馬場内での作業となるため、調教中の競走馬や隣接する厩舎に配慮する必要がある。

以上のことから、広く事業者からの提案を募ることにより、最新の技術を取り入れ、周辺環境に配慮した提案を期待することができるよう、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定するものである。

2 提案金額の上限額

480,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記額は契約金額を示すものではなく、また、見積書は上記額を超えてはならない。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 参加形態

参加者は、本業務を行う能力を有し、法人格を有する単独の事業者とする。

(2) 参加者の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- オ 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。
- カ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定するもの）に該当しないこと。
- キ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しないこと。
- ク 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる電気工事について、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ケ 建設業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）について、見積書の提出日を基準とし、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を専任で配置すること。なお、監理技術者等は、建設業法において定める要件を満たす者とする。
- コ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- サ 上記コの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）等に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- シ 国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、岩手県競馬組合（以下「組合」という。）の要求に応じて即時対応することができる体制を整えていること。
- ス 本業務において設置する大型映像装置を自ら設計・製造する（自社製LEDディスプレイを有する等）製造者又は当該製造者の子会社（子会社の定義は会社法（平成17年法律第86号）による。）であること。また、本業務の設計施工及び装置の品質保証を行うことができ、本業務完了後、保守サービス体制を有すること。
- ※ 本業務は、大型映像装置を現地で組み立て、映像システムを構築する専門作業となること。
- セ 平成31年4月以降に、日本国内の競馬場、競輪場、競艇場、自動二輪車競技場、球技場又は陸上競技場において、自社又は親会社製のフルカラーLED方式屋外大型映像装置（帯状映像装置は含まず、画面面積150㎡以上の映像装置であること。）を納入した実績を有すること。

4 スケジュール

内容	期間又は期限
募集公告、質問受付開始	令和6年7月8日(月)
参考図書の貸出受付期間	令和6年7月8日(月)～7月17日(水)
質問受付期間	令和6年7月8日(月)～7月13日(土)
質問回答予定日	令和6年7月17日(水)
参加申込受付期間	令和6年7月10日(水)～7月17日(水)
参加資格審査結果通知	令和6年7月20日(土)
技術提案書受付期間	令和6年7月20日(土)～8月5日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年8月8日(木)
審査結果通知	令和6年8月10日(土)
契約予定日	令和6年8月下旬

5 実施要領等の入手先及び参考図書の貸出

(1) 実施要領等の入手先

次の資料は、岩手競馬ホームページからダウンロードすること。

- ア 実施要領
- イ 仕様書
- ウ 様式集（様式1～17）

(2) 参考図書の貸出

参考図書の借用を希望する場合は、定められた期間内に参考図書借用申込書（様式1）を提出すること。なお、参考図書の種類、貸出期間及び貸出・返却場所は次のとおりとする。

ア 参考図書の種類

- (ア) 既存システム図
- (イ) 既存機器リスト
- (ウ) 既存大型映像装置図面
- (エ) 令和6年度開催日程

イ 貸出期間

令和6年7月8日(月)から7月17日(水)まで

※ プレゼンテーション及びヒアリング時の返却も可能

ウ 貸出・返却場所

「13 問合せ先」のとおり。

6 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年7月8日(月)から7月13日(土)午後5時15分まで

(2) 質問方法

ア 質問書（様式2）に質問事項等を記入し、代表者名等を記入後、PDF形式に変換したデータを添付ファイルとして送信すること。

イ 電子メールの件名及びアドレスは次のとおりとし、必ず電話により到達確認を行うこと。

(ア) 電子メールの件名

盛岡競馬場馬場内大型映像装置更新業務委託への質問

(イ) 電子メールアドレス

home@iwatekeiba.or.jp

ウ 電子メール以外の手段による質問及び受付期間以外の質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

ア 回答は、参加者の公平を期すため、岩手競馬ホームページにおいて、令和6年7月17日(水)に公表する（ただし、質問数及び質問内容によっては、公表時期を変更する場合がある。）。

イ 質問の内容について、委託候補者の選定に関し公平を保つことができないと判断した場合、当該質問に対する回答は行わない。

7 提出書類の作成及び提出

提出書類は、組合が提示する様式に沿って作成し提出すること。

(1) 参加申込み

ア 提出書類

- (7) 参加申込書（様式3）
- (イ) 事業者概要書（様式4）
- (ウ) 配置予定技術者の資格調書（様式5）
- (エ) 同意書（様式6）
- (オ) 委任状（様式7）
- ※ 本店・支店等間で委任行為がある場合に限る。
- (カ) 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (キ) 財務書類（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書）

※ 直近のもの

- (ク) 国税の納税証明書
- ※ 3か月以内に発行されたもの
- (ケ) 市町村税の納税証明書
- ※ 3か月以内に発行されたもの

イ 受付期間

令和6年7月10日(水)から7月17日(水)午後5時15分まで

※ 持参する場合の時間は、組合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする（午後0時から午後1時までを除く。）。

ウ 提出方法

担当部署（「13 問合せ先」）に持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。

エ 提出部数

1部

オ 参加資格審査結果通知

令和6年7月20日(土)に郵送及び電子メールにより通知する。

(2) 技術提案

ア 提出書類

（様式8）～（様式16）

イ 受付期間

令和6年7月20日(土)から8月5日(月)午後5時15分まで

※ 持参する場合の時間は、組合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする（午後0時から午後1時までを除く。）。

ウ 提出方法

担当部署（「13 問合せ先」）に持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

オ 失格又は無効

次のいずれかに該当する提案は、失格又は無効とする場合がある。

- (7) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項を確認することができない提案
- (ウ) 本プロポーザルに参加する複数の者が次に掲げる資本関係がある場合（ただし、プレゼンテーションの実施に至るまでにこの事実が判明し、この場合に該当する1者を除く全てが参加を辞退する場合には、残る1者の提案は有効として取り扱うものとする。）
 - ・ 親会社と子会社の関係にある場合

- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (エ) その他プロポーザルに関する条件に違反した提案
- カ 辞退
参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は辞退届（様式17）を提出すること。

8 提案内容及び作成方法

(1) 提案内容

別表1の評価基準に掲げる評価項目について提案を行うこと。

(2) 作成方法

- ア 別表1の評価基準に掲げる評価の視点及び提案書様式内の記載の要点を参考に作成すること。
- イ 原則として、A4縦長、両面横書きとすること。なお、A3の資料がある場合はA4の大きさに三つ折りすること。
- ウ 様式ごとに仕切紙を挿入し、仕切紙には様式番号のインデックスを付けること。
- エ 表紙には業務名及び事業者名を記載すること。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の内容についての説明及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

日時及び場所は、次のとおりとする。なお、詳細の時間及び場所は、参加資格の審査結果と併せて通知する。

- ア 日時
令和6年8月8日(木)（時間未定）
- イ 場所
盛岡競馬場内を予定

(2) 実施方法

- ア 実施時間は、1提案者につき説明時間を30分以内とし、質疑応答を10分程度とする。
- イ 出席人数は、1提案者につき3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。パワーポイント等を使用した説明も可能であるが、資料は技術提案書の内容を基本とし、提案書に記載されている以外の内容を盛り込むことは不可とする。
- エ プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者において用意すること。なお、組合が用意するスクリーン及びプロジェクターを使用することは可能であるが、事前の動作確認等を行うこと。

10 審査体制、審査方法等

(1) 審査体制

技術提案書の審査及び評価は、組合が設置する「盛岡競馬場馬場内大型映像装置更新業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査方法

- ア 各提案者から提出された技術提案書を別表1（評価基準）及び別表2（採点基

準)に基づき評価し、最低基準点(総合評価点満点の6割)以上で最も評価点の高い提案者を第1順位の委託候補者として選定する。

イ 最低基準点以上で評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により第1順位の委託候補者を選定する。

ウ 提案者が1者の場合であっても審査を実施することとし、審査の結果、最低基準点以上の評価点を得た場合は、当該提案者を第1順位の委託候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、文書により提案者全てに郵送で通知する。また、第1順位の委託候補者を岩手競馬ホームページにおいて公表する(令和6年8月10日(土)予定)。

11 契約の締結

(1) 契約の締結方法

ア 組合と第1順位の委託候補者との間で、提出された技術提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する(この協議によっては、提出された技術提案書の内容の一部を変更する場合がある。)

イ 第1順位の委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

ウ 第1順位の委託候補者等の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により組合が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しない場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、組合及び受託者の双方が各1通を保有する。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

(3) 契約保証金

財務規則(昭和44年岩手県競馬組合規則第2号)の規定に基づき判断する。

12 留意事項

(1) 技術提案に当たっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。

(2) 1事業者につき1提案とし、複数提案は認めない。

(3) 技術提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

(4) 技術提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(5) 技術提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 提出された技術提案書等の返却は行わない。

(7) 技術提案に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、組合が本業務に関して必要と認めるものについては、技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権について日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。

(9) 技術提案に関し、組合が提示する書類及び資料は、本技術提案における提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。

(10) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に本公募型プロポーザルを執行することができないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、組合は当該提案者を技術提案に参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の技術提案手続において不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等により、組合に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うことがある。

(11) 本要領に定めのない事項は、協議により定める。

13 問合せ先

〒020-0803 岩手県盛岡市新庄字上八木田10番地（盛岡競馬場）

岩手県競馬組合 経営管理部 経営企画室

電話 019-626-7725

FAX 019-653-6857

電子メールアドレス home@iwatekeiba.or.jp

(別表 1)

評価基準

番号	評価項目	評価の視点	配点	様式
1	業務実績	日本国内における類似の大型映像装置納入に関し、十分な実績を有しているか。	15	様式 9
2	実施体制	技術者の配置が適正であり、品質、工程、安全等の業務管理を適正に行うことができる体制となっているか。	5	様式10
3	施工管理 (工程・安全)	業務期間内に完了可能であり、また、工期短縮を図っているか。本場は契約期間中も調教が行われ、場外発売も行われることから、観客及び関係者に対する安全配慮並びに運営への配慮がなされているか。	15	様式11
4	大型映像表示部の性能	仕様書に示す大型映像表示部の性能を満たしているか。また、付帯設備の更新等、当施設にとって付加価値の高い提案となっているか。	15	様式12
5	映像制御システムの機能	映像表示内容が本場の運営に配慮され、多様な活用方法の提案があるか。 運用に係る省力化の工夫がなされているか。	10	様式13
6	保守点検費用	10年間の概算保守費用（部品交換費用等を含む保守点検費）及び保守内容は具体的かつ現実的な内容であるか。	10	様式14
7	アフターフォロー	故障及び不具合時の緊急対応体制、機器保証期間、予備品の納入、保守管理に対する配慮は十分か。	15	様式15
8	提案価格	最低提案価格÷提案価格×15 ※ 小数点以下切捨て	15	様式16

(別表 2)

採点基準

基 準	採点方法
提案内容が仕様を満たしており、極めて優れている。	配点×1.0
提案内容が仕様を満たしており、優れている。	配点×0.8
提案内容が仕様を満たしている。	配点×0.6
提案内容が仕様を一部満たしていない。	配点×0.4
提案内容が仕様を満たしていない。	配点×0.2
提案内容の記載がない。	配点×0.0